

廃校舎等利活用者募集に係るQ&Aについて (令和6年6月19日現在)

Q：グラウンドへ建物又は工作物による占有をする場合の使用料を教えてください。

A：令和6年度におけるグラウンド使用料単価は「行政財産使用料徴収条例」に基づき、表1のとおりとなります。

表1

旧城山小学校	単価
グラウンド使用料（月額）	9.10 円/m ²

※グラウンド年間使用料：使用料単価×使用面積×12ヶ月

※行政財産使用許可申請は使用料単価見直しがあるため1年更新となります。

Q：利活用者が負担する光熱水費を教えてください。

A：現時点の基本料金及び令和4年度学校運営時及び令和5年度閉校後の光熱水費については表2のとおりとなります。

表2

旧城山小学校	令和4年度	令和5年度
電気料基本料金（月額）	174,794 円	62,790 円
水道料基本料金（月額）	1,152 円	1,152 円
下水道料基本料金（月額）	—	—
電気料（年額）	約 2,443,000 円	約 1,660,000 円
上下水道料（年額）	約 143,000 円	約 21,000 円
ガス代（年額）	約 74,000 円	—

Q：校舎の一部（1教室等）の利用の申込みは可能ですか？

A：申込み自体は可能ですが、校舎全体を利用する提案と比較すると、優先順位は下位となります。

Q：校舎の一部（1教室等）の短期間の利用（レンタル）は可能ですか？

A：仮にシェアルームや部屋貸しの提案が採用され、核となる事業者がある場合はその事業者の運営規定により、一般利用者として利用することは可能と考えます。

Q：校舎の一部（1教室等）を複数事業者で、通年シェアして利用する場合の光熱水費の費用負担は？

A：利活用者間での協議・調整となります。

Q：立木等の剪定費用及び処分費用はどちらが負担しますか？

A：利活用者の負担となります。

Q：使用しない工作物について、撤去及び修繕する場合の費用はどちらが負担しますか？

A：修繕する場合は利活用者の負担となります。なお、撤去については、可能か否かを含め事前に協議をお願いします。

Q：備品の撤去及び廃棄費用はどちらが負担しますか？

A：町が事前に撤去する予定ですが、事前協議により必要なものは残します。

Q：火災保険料への加入が必要ですか？また、費用負担はどちらがしますか？

A：施設そのものの欠陥や天災により火災等が発生した場合以外は、利活用者が復旧することになりますので、火災保険等への加入をおすすめします。

Q：新耐震基準は満たしていますか？

A：旧城山小学校教室棟及び屋内運動場は旧耐震基準で建築していますが、平成21年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震性があることを確認しています。それ以外の管理特別教室棟は新耐震基準で建築しています。

Q：借用開始前の校舎等のひび割れ等はどうなりますか？

A：現状での貸付と考えています。

Q：詳細な運用計画を立てるため数日間応募者のみでの視察は可能ですか？

A：週休日及び祝日を除く連続3日間以内であれば可能ですので事前にご連絡ください。ただし、管理上各日9時から17時までとしますので、教育委員会へ鍵の受取、返却をお願いします。電気、水道、トイレは使用可能ですが、空調は使用できませんのでご了承ください。

Q：グラウンドの活用についてですが、グラウンドで作物を栽培する場合も使用料金が発生いたしますか？

A：基本的には使用料が発生します。ただし、既存の花壇等を使用する場合はご相談ください。

Q：10年以上継続とのことですが、それ以降に返還しなければならない可能性はありますか？

A：申請時と同事業を継続する場合は再契約に応じます。

Q：貸付期間終了後は原状回復して返還するのでしょうか。

A：貸付物件を利活用者の費用で原状に回復し、持ち込んだ物品等を撤去し、清掃したうえで貸付期間が満了する日に返還してください。

ただし、町の承認を得て貸付物件の現状を変更したものについては原状回復する必要はありません。